

平成31年4月1日より変更

死亡牛の適正処理で補助が受けられます！

- 目的:死亡牛の適正な処理を推進するとともに BSE 検査を円滑に実施する。
要件:県内の発生場所から化製場に持ち込まれた以下の要件をクリアした牛
- a:佐賀県が行う死亡牛 BSE 検査を実施した牛
 - b:牛个体識別法に基づき耳標を装着している牛
 - c:化製場で適正に処理された牛

☆ 補助はどんなときに受けられますか？

平成31年4月1日よりBSE検査の対象となる死亡牛の月齢が変更されたため補助が受けられる死亡牛が下記のとおり変更となりました。

1. 輸送促進費

死亡牛を収集運搬業者に依頼し、(※)県外の化製場(ハラサンギョウ(株)に限る)まで輸送した場合にかかる経費の一部：3,000円(自家輸送は対象外)

2. 化製処理費

死亡牛をハラサンギョウ(株)で処理した場合に処理に要した経費の1/2以内：7,500円
ただし、対象となるのは佐賀県内で死亡した下記の対象牛で、県によるBSE検査を受けたものに限り、獣医師の検案簿と死亡牛処理整理票が必要です。

【県のBSE検査の対象となる死亡牛】

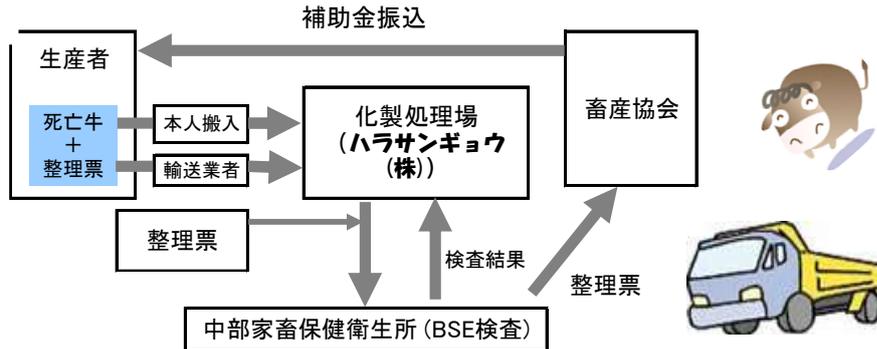
- ① 96か月齢以上の死亡牛
- ② 起立不能等であった死亡牛【48か月齢以上】(起立不能牛)
- ③ 特定臨床症状を示した又はその可能性があった死亡牛【全月齢】(特定症状牛)
- ④ その他家畜防疫員が必要と認めた死亡牛

* 起立不能牛及び特定症状牛については裏面参照

☆ 手続きはどうするんですか？

1. 「死亡牛処理整理票(4部複写)」に必要事項を記入のうえ、本人輸送の場合は直接、業者輸送の場合は業者を通して化製場(ハラサンギョウ(株))へ提出して下さい。
2. 以下の場合は補助が受けられないこともあります。
 - ・「死亡牛処理整理票(4部複写)」に記入もれや、記入内容の間違い等がある場合
 - ・獣医師(家畜防疫員)の判断によりBSE検査が実施されなかった場合

《 事務の流れ 》



☆ 「死亡牛処理整理票」はどこにありますか？

1. 市町、農協、農業共済組合、獣医師、家畜保健衛生所、自防団等に備えてあります。(緊急用として化製場にもあります。)

※ 死亡牛は獣医師の検案後、速やかに処理して下さい

化製場	名称	所在地	電話番号
	ハラサンギョウ(株)	長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51-2	0956-82-2572
輸送業者	名称	所在地	電話番号
	坂本収運	佐賀県唐津市鎮西町大字打上3428	0955-82-2364
M's Farm(井上匡実)	佐賀県唐津市肥前町入野甲2146	0955-54-1639	

【起立不能牛】

- ① 獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前に歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病（低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲骨上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺）であると診断し、死亡し又はとう汰された牛。
- ② 死体の検案により、【特定症状牛】の①の疾病（ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症）にかかっていたことが判明した場合であって、飼養者、検案した獣医師等に当該牛の生前の症状を再度確認した結果、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が低い牛。

【特定症状牛】

- ① 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にとう汰され又は死亡した牛を含む。）
具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症（全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中枢神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛。
- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、飼養者の稟告等から、家畜防疫員により生前に特定臨床症状を呈していた可能性が高いと判断された牛。
- ③ 農場から異常牛を疑う通報があり、当該牛について、家畜防疫員により特定臨床症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でとう汰された牛。